

板橋区立幼稚園教員の妊娠後期における妊娠障害による 病気休暇に伴う臨時的任用教員取扱要綱

(趣旨)

- 第1 この要綱は、板橋区立幼稚園に勤務する教員が、出産予定日前に妊娠後期の妊娠障害（妊娠に伴う併発症を含む。）を事由として病気休暇（出産予定日以前の妊娠出産休暇を8週間与えられた教員が出産予定日から起算して10週間前の日から8週間前の前々日までの期間において取得する妊娠初期休暇を含む。以下同じ。）で休養することに伴い、臨時的に教員（以下「臨時的任用教員」という。）を任用する場合に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象及び臨時的任用教員の任用期間)

- 第2 教員が出産予定日前に妊娠出産休暇（多胎妊娠による場合は除く。）による8週間を超える当該妊娠出産休暇に引き続く期間に、妊娠後期における妊娠障害を事由として病気休暇で休養（医師の診断書に基づき妊娠障害が確認でき、かつ医師により安静を指示された場合に限る。）し、幼児に直接関わる保育等継続的な教育活動に支障が生じる場合には、医師の指示した休養期間のうち2週間以内の期間について臨時的任用教員を任用できる。

この場合において、臨時的任用教員を任用した期間に引き続く前2日以内の期間に、同一教員の任用により当該教員との間で引継ぎが可能な場合は、「板橋区立幼稚園教員の産休・育休に伴う引継実施要綱」を準用して引継ぎができる。

(臨時的任用の除外期間)

- 第3 病気休暇による休養期間が、次に掲げる期間に重なる場合は、臨時的任用教員は任用できない。ただし、休養する教員が当該期間を通じ保育等継続的な教育活動を行うことが予定されていた場合で、臨時的任用教員が当該教員の代替としてその教育活動を行うことが必要とされる場合は除く。

- 1 夏季、冬季、春季の各休業日
- 2 教員の病気休暇による休養期間の全期間が、国民の祝日、日曜日、都民の日、開園記念日等上記1以外の休業日に重なった場合にあつては、当該期間

(臨時的任用教員の任用手続き)

- 第4 教員の病気休暇による休養期間に臨時的任用教員の任用を行う場合は、当該教員の休養の事由及び休養開始日を記した医師の診断書を提出しなければならない。

(臨時的任用教員の任用等)

- 第5 1 臨時的任用教員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項に規定する「臨時的任用の職員」とする。
- 2 臨時的任用教員は、当該臨時的任用教員を任用する事由を生じた教員の妊娠出産休暇の期間に臨時的に任用する教員をもって任用する。
- 3 臨時的任用教員の身分取扱い、勤務条件については、妊娠出産休暇及び育児休業に際し臨時的に任用される教員の例による。

(補則)

- 第6 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。